

地域保全型工事（建築一式工事、電気工事及び管工事）実施要領

第1 趣旨

この要領は、新潟県が認定する「地域貢献地元企業」に対して、「地域保全型工事」を発注することを通じて、「地域貢献地元企業」の受注機会の確保を図ることにより「新潟県中小企業者の受注機会の増大による地域産業の活性化に関する条例」（平成19年新潟県条例第65号）に定める第1条（目的）及び第10条（県からの受注機会の増大）を達成し、併せて、建設業における地域貢献への取組を促すことを目的として、必要な事項を定めるものとする。

第2 地域貢献地元企業の定義

「地域貢献地元企業」とは、平常時や災害時の対応を通じて地域の安全・安心確保に貢献することにより社会的評価を受けている入札参加資格者のうち、次項に定める要件を満たす者をいう。

- 2 入札参加資格者が「地域貢献地元企業」として認定されるためには、次の要件をすべて満たさなければならない。
 - (1) 建築一式工事、電気工事又は管工事に関し入札参加資格者名簿に登録されていること
 - (2) 過去5年度以内に「地域保全型工事」を実施する地域整備部又は津川地区振興事務所（以下「地域整備部等」という。）の管内において次のいずれかの実績を有すること
 - ① 災害発生前後の県有建物の点検・被害状況調査
 - ② 災害発生直後の応急工事
（公共建物（国又は地方公共団体の建物をいう。以下同じ。）の応急復旧工事、応急仮設住宅の建設、電力・水道・ガス等の応急復旧工事等）
 - ③ 平常時の公共建物の維持補修、修繕工事
 - ④ 防災協定により災害時に県への応援体制をとっている企業
 - ⑤ 消防団に対する協力体制をとっている企業
（消防団協力事業所として市町村から認定を受けた場合に限る。）
 - ⑥ 地域貢献に関わるSDGs達成に向けた取組
（新潟県SDGs推進建設企業登録制度の認定を受けた者に限る。）
 - (3) 「地域保全型工事」を実施する地域整備部等の管内に主たる営業所又は県内に主たる営業所があり、かつ当該管内にその他の営業所を有すること

第3 地域貢献地元企業の認定

「地域貢献地元企業」としての認定を受けようとする入札参加資格者は、第2に定める要件を満たすことを「地域保全型工事」を発注する土木部都市局営繕課長に対して、令和8年を初年とする2年目ごとの年（以下「定期申請年」という。）の指定された日時までに新潟県電子申請システムにより、

- 申し出るものとする。
- 2 前項の申請には、実績の内容について、具体的に分かる書面データ等が添付されていなければならない。
 - 3 新潟県は、建築工事審査会において、提出された書面データ等に記載されている活動実績を審査し、適当と認める場合には「地域貢献地元企業」として認定し、その旨を当該申出者へ新潟県電子申請システムもしくは書面により通知するものとする。
 - 4 定期申請、随時申請に係る「地域貢献地元企業」の認定期間は、認定を受けた日から次の定期申請年の5月31日までとする。

第4 地域保全型工事の定義

「地域保全型工事」とは、建築一式工事においては、予定価格400万円を超え7,000万円未満、電気工事又は管工事においては、予定価格400万円を超え900万円未満の特殊な技術（用途、工法、資機材等）を要しない工事であって、次の選定基準のいずれかを満たす工事のうち、建築工事審査会で選定した工事をいう。

- (1) 安全・安心確保の観点から、地域の気候風土など地域の実情を踏まえた対応を必要とする工事又は地域住民との信頼関係のもと、円滑かつ迅速な調整を行う必要がある工事であること
- (2) 災害復旧工事、建物の修繕工事又は建物等に付帯する設備の修繕工事

第5 地域保全型工事の発注

建築工事審査会において、第4に定める選定基準のいずれかを満たす工事の中から、「地域保全型工事」として適当と認める工事を選定する。

- 2 選定した「地域保全型工事」の発注は、下記の考え方によるものとする。
 - (1) 指名競争入札によること
 - (2) 当該工事の規模にかかわらず、すべての等級を対象とできること
 - (3) 地域貢献地元企業のみが入札とすること
 - (4) 下請け制限、労働条件の改善等を発注時の条件とすること
- 3 通常型指名競争入札で実施する場合は、指名業者数は、発注する工事の内容、地域貢献地元企業の認定状況等を勘案の上、新潟県建設工事指名業者選定要綱第6第1項及び第2項の規定にかかわらず、8から15程度とすることができる。

第6 その他

土木部都市局営繕課以外の発注機関は、土木部都市局営繕課が認定した「地域貢献地元企業」に対し、「地域保全型工事」を発注することができる。発注に当たっては第4から第5までを準用する。

- 2 この要領に定めのない事項については、従前どおり関係要綱等の定めるところによる。

附 則（平成 20 年 3 月 24 日 営第 417 号）

第 1 施行期日

この要領は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

第 2 経過措置

当面の間、本試行要領に基づく入札は紙入札により実施することとする。

附 則（平成 21 年 3 月 30 日 営第 377 号）

第 1 施行期日

この要領は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

第 2 入札方式

平成 21 年 4 月 1 日以降に実施する入札は電子入札により実施することができる。

附 則（平成 24 年 4 月 2 日 営第 8 号）

第 1 施行期日

この要領は、平成 24 年 4 月 2 日から施行する。

附 則（平成 25 年 4 月 8 日 営第 8 号）

第 1 施行期日

この要領は、平成 25 年 4 月 8 日から施行する。

附 則（平成 27 年 4 月 8 日 営第 12 号）

第 1 施行期日

この要領は、平成 27 年 4 月 8 日から施行する。

附 則（平成 28 年 4 月 7 日 営第 15 号）

第 1 施行期日

この要領は、平成 28 年 4 月 7 日から施行する。

附 則（平成 30 年 4 月 3 日 営第 7 号）

第 1 施行期日

この要領は、平成 30 年 4 月 3 日から施行する。

附 則（令和 2 年 4 月 1 日 営第 2 号）

第 1 施行期日

この要領は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 4 年 4 月 1 日 営第 11 号）

第 1 施行期日

この要領は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 4 年 5 月 24 日 営第 103 号）
第 1 施行期日
この要領は、令和 4 年 5 月 24 日から施行する。

附 則（令和 4 年 10 月 24 日 営第 306 号）
第 1 施行期日
この要領は、令和 4 年 11 月 1 日から施行する。

附 則（令和 5 年 3 月 16 日 営第 497 号）
第 1 施行期日
この要領は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 6 年 3 月 26 日 営第 549 号）
第 1 施行期日
この要領は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 7 年 5 月 30 日 営第 92 号）
第 1 施行期日
この要領は、令和 7 年 6 月 1 日から施行する。

附 則（令和 8 年 3 月 27 日 営第 440 号）
第 1 施行期日
この要領は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。
第 2 経過措置
令和 8 年 4 月 1 日から 5 月 31 日の間は、令和 6、7 年度の認定により選
定することができるものとする。